

## 9. 救急・救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化され、現在は高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、需要は今後さらに増大する可能性があるため、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害や特殊な災害などにまで及んでいる。

### 1. 救急業務実施体制

令和7年4月1日現在、県内消防本部の救急隊数は238隊、救急車保有台数は293台（うち非常用55台）、救急隊員は3,852人（うち専任隊員は1,290人、兼任隊員は2,562人）である。

また、県内消防本部の救急救命士数は1,549人で、全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。（第1表参照）

### 2. 救急業務実施状況

令和6年中の県内救急出場総件数は398,818件で、前年に比べ841件減少した。これを事故種別で見ると、急病269,851件（67.7%）、一般負傷60,955件（15.3%）、その他35,427件（8.9%）の順となる。

また、救急搬送人員は334,781人で、前年に比べ2,920人増加した。

これは、県内において約1分19秒に1回の割合で救急車が出場し、県民を630万人とした場合、約19人に1人が救急車で搬送されたことになる。（第2表、5表参照）

### 3. 救助業務実施体制

令和7年4月1日現在、県内市町村の救助隊総数は57隊（うち救助隊10隊、特別救助隊34隊、高度救助隊12隊、特別高度救助隊1隊）であり、救助工作車保有台数は52台である。

また、救助隊総隊員数は939人（うち救助隊員163人、特別救助隊員574人、高度救助隊員188人、特別高度救助隊員14人）である。（第6表、6表-2参照）

### 4. 救助業務実施状況

令和6年中の県内救助活動総件数は4,489件で、前年に比べ150件増加した。

これを事故種別で見ると、建物等による事故2,573件（57.3%）、その他の事故970件（21.6%）、交通事故430件（9.6%）の順となる。

また、救助人員は3,081人で、前年に比べ104人減少した。（第7表参照）